

定期報告対象建築物の所有者・管理者の皆様へ

令和7年7月1日から告示改正に伴い

定期報告の調査(検査)が変わります!!

特定建築物の調査

3年
に一度

調査については、調査方法・判定基準が定められています。
(平成20年国土交通省告示第282号)



7月1日以降に調査された場合、報告書の様式も変わります。ご注意ください。

ご不明な点は定期報告を依頼している調査者・検査者にご相談ください。

定期調査・検査項目の重複の解消や合理化が行われました

建築設備に関する検査の変更について

これまで特定建築物定期調査で実施していました **換気設備、排煙設備、可動式防煙壁、非常用の照明装置**の「作動の状況」と「物品の放置の状況」は、建築設備定期検査で実施することになりました。

告示改正による変更点

特定建築物 定期調査	建築設備等 定期検査
設置	
作動 (作動するかどうか)	作動
物品の放置	物品の放置

記号番号が「**池学**」「**池館**」「**池共**」「**池共特**」から始まる建築物は、建築設備等定期検査の対象外であるため、上記建築設備の報告は不要となりますが、快適で安全な建物の維持のために重要な項目ですので、定期的に点検を行い、**常時適法**な状態となるよう維持保全に努めてください。

「要是正」が多い項目

非常用照明装置のバッテリー切れ

蓄電池の交換目安は4～6年です。交換時期を迎えた蓄電池では、避難時に必要な点灯時間が得られません。適切な時期での交換をお願いします。



定期報告告示改正の詳細については、国土交通省の資料をご確認ください。



【問合せ】池田市都市整備部審査指導課
(電話) 072-754-6339